

議会事務局

No.	担当 所属名	根拠法令等	閲覧等ができる文書	主な内容	閲覧等ができる人	閲覧等の期間	縦覧	閲覧	写し	閲覧等の 場所	ホームページ 掲載状況	問い合わせ先
1	議会事務局	香川県議会の議員の資産等の公開に関する条例第5条第2項	資産等報告書等	資産等報告書 資産等補充報告書 所得等報告書 関連会社等報告書	限定無し	資産報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、同期間の末日の翌日から5年を経過する日まで		○		議長が指定する場所	無し	議会事務局 総務課 087(832)3678
2	議会事務局	香川県議会政務活動費交付条例第11条第2項、第3項	収支報告書等	収支報告書 領収書等	限定無し	当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、同期間の末日の翌日から5年を経過する日まで		○		議長が指定する場所	有(一部) (令和5年度対象分より)	議会事務局 総務課 087(832)3678